平成２３年（フ）第２５号
神奈川県厚木市緑ヶ丘１丁目６番１号
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０号
神奈川県小田原市中曽根39番地の１
債務者　大坂　榮一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３号
神奈川県厚木市中荻野1046番地２
債務者　小川　吉正
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９号
神奈川県平塚市横内3907番地　県営横内アパート46―207
債務者　石川かおり
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８号
神奈川県厚木市森の里３丁目８番１―301号
債務者　三村　晃一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上292番地の１
コーポ小松202
債務者　長嶋　茂和
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６４号
新潟市東区東明７丁目６番地２
債務者　山崎　和久
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
新潟市北区早通北５丁目３番45―11号
債務者　小出　健太
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
新潟市北区早通北５丁目３番45―11号
債務者　小出とも子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
新潟県五泉市横町３丁目１番60号　ツバキアパート２号館８号、前住所新潟市江南区亀田水道町４丁目３番62号
債務者　星野　千春（旧姓志田）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１
コープ野村Ａ―803号
債務者　下村　里美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―403号
債務者　塩月　雅博
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
大阪府岸和田市額原町84―16エフォールヒロ２－Ｂ、住民票上の住所大阪府岸和田市宮本町11番４号
債務者　諸留　智和
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
大阪府岸和田市池尻町263番地の３
債務者　松浦　豊周
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
大阪府泉大津市助松団地２番41―303号
債務者　村井　一浩
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
大阪府岸和田市西大路町170―１サンクレスト岸和田403、住民票上の住所大阪府岸和田市東大路町155番地の13
債務者　石渡　光孝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
大阪府岸和田市西大路町21番地の６
債務者　畑中　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係